

災害にあわれたら

(姫路市 H23.9 作成)

■り災証明書について

- 災害にあわれた方が、保険の請求等をするときに、「り災証明書」が必要になる場合があります。

窓 口	電 話
税務部 主税課	221-2247, 2248

- ※ 被害を受けた場合は問い合わせ下さい。被害の調査に伺います。
被害調査に基づき、り災証明書を発行します。
火災の場合は、最寄りの消防署にお問い合わせ下さい。

■消毒剤の配布について

家屋等が床上・床下浸水した場合に、原則として自治会単位（もしくは所有者及び管理者）に消毒剤を配布しております。

窓 口	電 話
保健所	289-1631, 1633, 1635

- ※ 消毒剤は、雨が止んだ後に散布して下さい。
(できるだけ浸水した水が引いた後に散布するのが望ましい。)

■災害ごみの処理について

- 一般家庭において水害により発生したごみ（畳、家具等）については、無料で回収しますので、各自治会で取りまとめ及び分別のうえ、美化業務課へ集積場所を連絡してください。
(夢前町、香寺町及び安富町は北部美化事務所に、家島町は家島美化センターに連絡してください。)
- 個人で持ち込みされる場合は簡単な減免手続きが必要となりますが、事前にエコパークあぼし（網干区網干浜、連絡先は下記）までご確認ください。
- なお、個人で持ち込みされる場合、夢前町及び香寺町の方はくれさかクリーンセンターへ、安富町の方は宍粟環境美化センターへ、家島町の方は家島美化センターへ、事前にご確認ください。

窓 口	電 話
美化業務課	221-2500
エコパークあぼし	272-5551
北部美化事務所	0790-66-2471
くれさかクリーンセンター	079-335-3670
家島美化センター	079-325-2133
宍粟環境美化センター	0790-76-2255

■災害見舞金等制度

- 姫路市災害見舞金等支給規則による支給
・被害の程度(住家床上浸水以上)により見舞金(単身世帯 5,000 円、二人以上世帯 10,000 円)及び毛布が被害世帯主に支給されます。
- 日本赤十字社災害見舞品
・被害の程度(住家床上浸水以上)により毛布及び緊急セットが支給されます。

窓 口	電 話
福祉総務課	221-2304

■災害にあわれた後の各種手続き

○ 災害によって消失した各種免状や証書類の再発行、市税の減免、保険の請求手続き等は次のとおりです。

また、手続きの際に「り災証明書」又は「り災届出証明書」が必要になる場合があります。

項目	手続き内容等	窓口
保険金の請求	加入保険会社に問い合わせ下さい	加入保険会社
市税の減免 ※各税目により要件が違いますので確認して下さい。	市民税に関する事	市民税課 個人住民税担当 (221-2261~2264)
	固定資産税に関する事 都市計画税に関する事	資産税課 (221-2279~2283)
運転免許証	住所地域の警察署で申請	姫路警察署 (222-0110) 飾磨警察署 (235-0110) 網干警察署 (274-0110)
預金通帳等	加入金融機関に問い合わせ下さい	加入金融機関
国民健康保険証	市役所、最寄りの支所等で申請	国民健康保険課 (221-2341)
介護保険被保険者証	市役所、最寄りの支所等で申請	長寿・介護保険課 (221-2445)
後期高齢者医療被保険者証	市役所、最寄りの支所等で申請	後期高齢者医療保険課 (221-2315)
福祉医療費受給者証	市役所、最寄りの支所等で申請	福祉総務課 (221-2307)
印鑑登録証・登録印	市役所、最寄りの支所等で申請	住民窓口センター (221-2365)
外国人登録証明書 (カード)	住所地の管轄事務所で申請	住民窓口センター (221-2355)
パスポート	旅券事務所で申請	旅券事務所姫路出張所 (224-3410)

■災害にあわれたときの相談窓口

項目	市 担当課室・電話
介護保険料及び介護保険利用者負担額の減免	長寿・介護保険課 保険料減免 221-2445 利用料負担額減免 221-2449
国民健康保険料及び医療費の一部負担金の減免	国民健康保険課 保険料減免 221-2345 一部負担金減免 221-2341
国民年金保険料の免除申請	国民健康保険課 (国民年金窓口センター) 221-2332
後期高齢者医療制度の一部負担金・後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予	後期高齢者医療保険課 221-2315
廃棄物の処理	美化業務課 221-2500